



日医発第438号（介護）
令和8年6月2日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
（公印省略）

令和8年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)へのご協力依頼について

令和8年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)により多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、厚生労働省より本会宛に調査協力の依頼がありました。

厚生労働省では、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に「令和8年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)」を実施するとのことです。

調査客体は層化無作為に抽出され、また、調査実施時期は令和8年7月であり、厚生労働省から調査対象の各施設・事業所へ7月下旬頃から郵送にて調査票が発送されます。

なお、別添のとおり、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答を可能にするため、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」の仕組みを導入しているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 令和8年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について（令和8年6月1日老発0601第1号 厚生労働省老健局長通知）
- 令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について

以上

老発 0601 第 1 号
令和 8 年 6 月 1 日

公益社団法人
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所を対象として、「令和 8 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を本年 7 月に実施する予定です。

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、令和 9 年度介護報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要なものとなることから、より多くの施設・事業所の皆様の御協力が必要です。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。（別紙 1）

なお、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答が可能となることをご要望があったことを踏まえ、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」の仕組みを導入していますので、併せてご周知をお願いいたします。（別紙 2）

令和8年度 介護従事者処遇状況等調査 についてのお知らせ

厚生労働省では本年7月に「令和8年度 介護従事者処遇状況等調査」を実施します。

➤ 本調査は、**令和9年度介護報酬改定のための基礎資料等として活用される
大変重要な統計調査**です。

7月下旬
調査票の送付



～8月末まで
調査票回答・提出



集計・分析



報酬改定の検討



介護報酬へ反映



➤ 調査対象となった介護サービス施設・事業所には、**7月下旬**から調査票をお届けします。

※本調査は無作為抽出調査のため、8月上旬までに調査票が届かない事業所は今回の調査対象ではございません。
※法人本部（本社等）宛への一括送付の届出については、別紙2をご覧ください。

調査票が届いた介護サービス施設・事業所の皆さまにおかれましては、
本調査へのご理解とご協力のご協力のもと、よろしくお願いたします。

介護従事者処遇状況等調査とは

一 調査の内容一

- ・ 介護従事者等の給与等の状況
- ・ 介護職員等処遇改善加算の届出の状況
- ・ 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況
- ・ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況
- ・ 介護従事者等の給与等の状況（基本給の額、手当の額、一時金の額等）



調査票のサンプルはこちら



【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001695736.pdf>

※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計の作成以外の目的に使用することはありません。

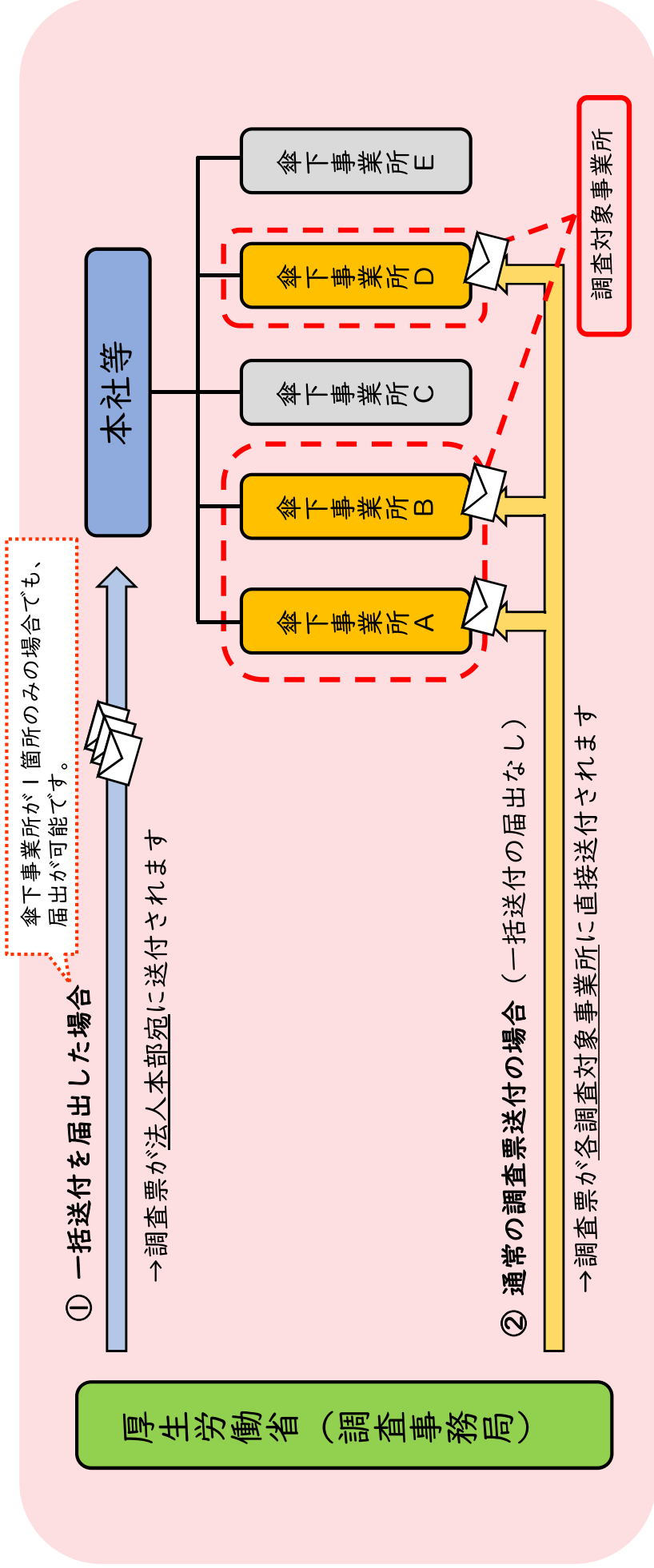
一 回答に必要な資料一

調査にご回答いただくにあたり、
右記の資料を事前にご用意いただくこと
スムーズに回答いただけます。

- ✓ 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度及び令和8年度）
- ✓ （処遇改善計画書の内容に変更があった場合のみ）変更に係る届出書
- ✓ 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 計画書・実績報告書
- ✓ 令和7年7月及び令和8年7月の利用者数等が分かる資料
- ✓ 令和7年7月及び令和8年7月の職員への給与支給を管理している資料
（賃金台帳など）
- ✓ 令和8年7月の職員の勤務状況が分かる資料（職員名簿、シフト表など）

調査開始前に「一括送付」の届出を受付します

「一括送付」とは、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①②）



一ご留意事項一

- ※ 「一括送付」の届出は必須ではなく、任意です。
「一括送付」が不要の場合は、通常の送付方法（上図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、届出の必要はありません。
- ※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが可能です。傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

【一括送付の届出方法】

- ① 下記のQRコードまたはURLを入力し、届出書をダウンロードしてください。
- ② 届出書に必要な事項を記入の上、提出先メールアドレス宛までお送りください。

届出書のダウンロードはこちらから



【厚生労働省HP 一括送付の仕組みの創設について】

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html

【提出期限】 **6月19日（金）まで**

【提出先】 kaigo-survey@mh.lw.go.jp

「一括送付」手続き以降の流れ

Step 1 届出書のダウンロード

6月19日まで

Step 2 届出書の記入・提出

7月下旬頃～

Step 3 調査対象事業所のお知らせ

Step 4 調査票の受取

※Step3と4は前後する場合があります。

8月28日まで

Step 5 調査票の提出

- ・ 調査事務局より、法人本部ご担当者様へ、調査対象となった事業所をお知らせいたします。
- ・ 法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所の調査票がまとめて送付されます。

- ・ 調査票を記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。

法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答ができていくようになりますので、積極的にご活用いただくと幸いです。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について

令和8年度介護従事者処遇状況等調査については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

1. 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

令和8年7月（参考：令和6年度調査の調査時期は令和6年10月）

(2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における調査結果の公表時期は、令和8年11月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

（参考：令和6年度調査の公表時期は令和7年3月）

3. 調査対象及び抽出方法・抽出率

(1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

(2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(3) 抽出率

別表参照

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について

4. 調査項目

(1) 施設・事業所票

給与等の状況、介護職員等処遇改善加算の届出等の状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況、令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況 等

(2) 従事者票

性別、年齢、職種、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額、手当の額、一時金の額 等
(令和7年7月及び令和8年7月の給与額等を調査)

(別表) 令和8年度介護従事者処遇状況等調査の抽出率

【施設・事業所票】

| | 施設・事業所数 | 令和6年度調査 | 令和8年度調査 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 介護老人福祉施設 | 8,566 | 1/4 | 1/4 |
| 介護老人保健施設 | 4,114 | 1/4 | 1/4 |
| 介護医療院 | 928 | 1/1 | 1/1 |
| 訪問介護 | 35,466 | 1/20 | 1/20 |
| 訪問看護 | 17,430 | - | 1/10 |
| 訪問リハビリテーション | 5,749 | - | 1/5 |
| 通所介護（地域密着型通所介護を含む） | 42,352 | 1/20 | 1/20 |
| 通所リハビリテーション | 7,700 | 1/5 | 1/5 |
| 特定施設入居者生活介護 | 6,070 | 1/5 | 1/5 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 5,291 | 1/4 | 1/4 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 14,198 | 1/10 | 1/10 |
| 居宅介護支援 | 35,752 | 1/20 | 1/20 |

※施設・事業所数は「介護給付費等実態統計（令和7年10月審査分）」による請求事業所数

※本調査は、政府統計の一般統計調査である。総務大臣の承認を受ける審査の過程等で抽出率等調査事項について変動があり得る

(別表) 令和8年度介護従事者処遇状況等調査の抽出率

【従事者票】

| | 介護職員 | 訪問介護員 | サービス提供者責任者 | 看護職員 | 生活相談員・支援相談員 | PT・OT・ST又は機能訓練指導員 | 介護支援専門員 | 栄養士・管理栄養士 | 調理員 | 事務職員 |
|------------------------|------|-------|------------|------|-------------|-------------------|---------|-----------|-----|------|
| 介護老人福祉施設 | 1/5 | - | - | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 介護老人保健施設 | 1/5 | - | - | 1/4 | 1/1 | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 介護医療院 | 1/2 | - | - | 1/4 | - | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 訪問介護 | - | 1/4 | 1/1 | - | - | - | - | - | - | 1/1 |
| 訪問看護 | - | - | - | 1/2 | - | 1/1 | - | - | - | 1/1 |
| 訪問リハビリテーション | - | - | - | - | - | 1/1 | - | - | - | 1/1 |
| 通所介護 (地域密着型通所介護を含む) | 1/2 | - | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| 通所リハビリテーション | 1/2 | - | - | 1/1 | - | 1/1 | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| 特定施設入居者生活介護 | 1/5 | - | - | 1/2 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/2 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1/2 | - | - | 1/1 | - | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1/2 | - | - | 1/1 | - | - | 1/1 | - | - | 1/1 |
| 居宅介護支援 | - | - | - | - | - | - | 1/2 | - | - | 1/1 |